

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第35号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(徴税吏員) 第3条 法第1条第1項第3号の規定によつて委任する徴税吏員は、次のとおりとする。 (1) <u>総務部長</u> (2) <u>総務部税務課長</u> (3) (略) (4) <u>総務部税務課及び地域振興局に勤務する職員のうち、県税事務に従事する県職員</u> (局長に委任しない知事の権限) 第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) (徴収金の納付又は納入) 第9条 徴収金（条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の6第2項に規定する特定	(徴税吏員) 第3条 法第1条第1項第3号の規定によつて委任する徴税吏員は、次のとおりとする。 (1) <u>総務管理部長</u> (2) <u>総務管理部税務課長</u> (3) (略) (4) <u>総務管理部税務課及び地域振興局に勤務する職員のうち、県税事務に従事する県職員</u> (局長に委任しない知事の権限) 第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 県たばこ税の賦課徴収</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) (徴収金の納付又は納入) 第9条 徴収金（条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する特

徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1) 法第53条第32項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)、第55項、第58項及び第59項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項 (法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金

(2)～(6) (略)

(証紙使用実績等の報告)

第44条の3 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務部税務課長に報告しなければならない。

2 総務部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

第45条 削除

定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1) 法第53条第20項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)、第34項、第37項及び第38項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項 (法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金

(2)～(6) (略)

(証紙使用実績等の報告)

第44条の3 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務管理部税務課長に報告しなければならない。

2 総務管理部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 納税者又は特別徴収義務者は、その徴収金額を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、郵便局(簡易郵便局を除く。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者(第7項において「収納事務の受託者」という。)又は税務出納員若しくは税務現金取扱員に納付し又は納入し、その領収証書の交付を受けたときに納税義務を完了する。

2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。

3 証紙により納付する徴収金に係る納税義務は、第44条の2の規定により証紙に消印がなされたときに完了する。

4 条例第58条第1項後段又は第69条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込ま

(領収証書の領収印)

第46条 税務出納員が領収証書を交付する場合は、当該領収証書の領収日付印欄に領収印の押印を行うものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条第1項の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条第1項の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条第1項の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(前項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

4 法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条第1項の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第8項又は第11項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

(納期限の延長申請)

第63条 (略)

2 局長は、前項の申請に対して承認又は不承認の決定をした場合においては、その旨を申請者に通知するものとする。

れたときに完了する。

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

7 第1項の規定にかかわらず、収納事務の受託者に電子情報処理組織を使用する方法により納付し、又は納入する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額を収納事務の受託者に納付し、又は納入したときに完了する。

(領収証書の領収印)

第46条 前条第1項の規定により税務出納員が領収証書を交付する場合は、当該領収証書の領収日付印欄に領収印の押印を行うものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(前項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

4 法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第8項又は第11項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

(納期限の延長申請)

第63条 (略)

2 知事は、前項の申請に対して承認又は不承認の決定をした場合においては、その旨を申請者に通知するものとする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第5号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

附 則

1～5 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
法人設立・異動(引継ぎ・終了・変更等)届出書(法人課税信託用)	(略)	(略)
eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書	法第53条第70項及び第72条の32の2第2項又は第53条第76項及び第72条の32の2第8項	別記第75号様式の2
(略)		
(略)		

第46号様式 (第117条関係)

(略)	
申請に係る税の所属年度、期別、事業年度	(事業年度) (略)
(略)	

第48号様式の2 (第117条関係)

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

附 則

1～5 (略)

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第10条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定により課する県たばこ税を除く。)」とする。

7 知事又は局長は、条例附則第19条の5第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
法人設立・異動(引継ぎ・終了・変更等)届出書(法人課税信託用)	(略)	(略)
(略)		
自動車税(種別割)の課税免除の特例承認申請書	条例附則第19条の5第2項	別記第95号様式の2
(略)		

第46号様式 (第117条関係)

(略)	
申請に係る税の所属年度、期別、事業年度又は連結事業年度	(事業年度又は連結事業年度) (略)
(略)	

第48号様式の2 (第117条関係)

(略)

年 度
(事業年度)

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・そ の他 ()
---------	------------------------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・そ の他 ()
---------	------------------------------

(略)

第73号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届
出書

(略)

事業税及び特別
法人事業税

通算承認の有
無

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

フリガナ		担当部署・担当者 (法人の場合)
氏 名 (法人の場合 名称)		
電 話 番 号		

(略)

年 度
(事業年度又は連結事業年度)

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・ <u>常 時介護者</u> ・その 他 ()
---------	--

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・ <u>常 時介護者</u> ・その 他 ()
---------	--

(略)

第73号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届
出書

(略)

事業税及び特別
法人事業税又は
地方法人特別税

連結納税の承
認の有無

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

フリガナ		電 話 番 号
氏 名 (法人の場合 名称)		

第79号様式（第117条関係）

不動産取得税の減額（還付）申請書

(略)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人(カタカナ)

第81号様式の2（第117条関係）

(略)

不動産価格等通知書

地方税法第73条の18第4項及び新潟県税条例第45条の規定により、下記のとおり通知します。

(略)

第81号様式の7（第117条関係）

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

地域振興局長 様

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除承認申請書

(略)

(略)

・私立学校所有の専ら生徒の教習の用に供する自動車	(略)
・指定自動車教習所所有の専ら教習生の教習の用に供する自動車	条例第64条第1項第4号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第1号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第2号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第3号

(略)

第79号様式（第117条関係）

不動産取得税の減額（還付）申請書

(略)

金融機関名及び支店名		預金種別	口座番号
口座名義人氏名			

第81号様式の2（第117条関係）

(略)

不動産価格等通知書

地方税法第73条の18第3項及び新潟県税条例第45条の規定により、下記のとおり通知します。

(略)

第81号様式の7（第117条関係）

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

新潟県知事 様

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除承認申請書

(略)

(略)

・私立学校所有の専ら生徒の教習の用に供する自動車	(略)
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第1号
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第2号
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第3号

(略)

第95号様式の2（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除の特例承認申請書

(略)

第96号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の不均一課税承認申請書
（略）

（略）	通園・通学バス
-----	---------

（略）	新潟県県税条例第67条第1項該当
-----	------------------

第103号様式（第117条関係）

（略）
ゴルフ場利用税の特例税率適用の届出書
（略）

（略）	国民スポーツ 大会に準じた 競技会の利用
-----	----------------------------

添付書類

- 1 国民スポーツ大会に準じた競技会に参加する職業としてゴルフをする者以外の選手の利用があつた場合は、当該選手であることを証明する書類の写し
- 2 （略）

第96号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の不均一課税承認申請書
（略）

（略）	通園・通学バス 指定自動車教習所の 教習用自動車
-----	-----------------------------

（略）	新潟県県税条例第67条第1項第 号該 当
-----	-------------------------

第103号様式（第117条関係）

（略）
ゴルフ場利用税の特例税率適用の届出書
（略）

（略）	国民体育大会 に準じた競技 会の利用
-----	--------------------------

添付書類

- 1 国民体育大会に準じた競技会に参加する職業としてゴルフをする者以外の選手の利用があつた場合は、当該選手であることを証明する書類の写し
- 2 （略）

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第75号様式の次に次の1様式を加える。

第75号様式の2 (第117条関係)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・
 eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

		管理番号	
(受付印) 年 月 日 地域振興局長 様	法人番号		
	本店所在地	(〒 —)	
	フリガナ	電話 ()	
	法人名		
	フリガナ		
代表者氏名			
<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第69項前段 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第1項前段		に規定する場合に該当することとなつたので、	
法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税		に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例を申請します。	
申請内容	特例の適用を受けることが必要となつた理由		
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類		

<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第76項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第8項		の規定により、 法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税	
に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日	年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		

その他の参考事項	
----------	--

関与税理士氏名	(電話)
---------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新潟県県税規則別記第103号様式の改正 令和5年1月1日

(2) 第1条中新潟県県税規則第9条及び別記第81号様式の2の改正 令和5年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県県税規則の規定中法人の県民税に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の新潟県県税規則の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(新潟県核燃料税条例施行規則の一部改正)

4 新潟県核燃料税条例施行規則(令和元年新潟県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県税規則の適用)	(県税規則の適用)
<p>第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。)の適用については、<u>県税規則第5条第1号中「県民税」とあるのは「県民税並びに核燃料税」と、</u>県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「<u>総務部税務課</u>」とする。</p>	<p>第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。)の適用については、<u>県税規則第5条第3号中「県たばこ税」とあるのは「<u>県たばこ税及び核燃料税</u>」</u>と、県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「<u>総務管理部税務課</u>」とする。</p>